

「上野名張線道路改良」に係る
環境配慮検討書

平成12年11月
三重県県土整備部

環境配慮検討書目次

1. 事業計画の名称、目次及び内容	1
(1) 名 称	1
(2) 目 的	1
(3) 事業主体	1
(4) 計画内容	1
①計画地の位置	1
②建物・施設等の概要	1
③土地利用計画	1
④用水の使用計画	1
⑤エネルギーの使用計画	1
⑥雨水の排水計画	1
⑦汚水の排水計画	1
⑧工期	1
(5) 関連事業計画	1
(6) その他	1
2. 事業計画地及びその周辺の概況	2
(1) 環境の現況	2
①気 象	2
②水 象	2
③大気質等	2
④自然環境	2
(2) 社会的条件の現況	4
①交通の現況	4
②土地利用の現況	4
③水域利用の現況	4
④生活関連施設の現況	4
(3) 関連法令等による地域の指定・規制状況	4
①自然環境保全地域等の指定状況	4
②土地利用の規制状況	4

3. 事業計画地の選定事由	5
4. 事業計画に対する環境配慮の内容	6
(1) 循環を基調とした接続的發展が可能な社会の 構築への配慮	6
① エネルギーの有効利用に務めること	6
② 資源の有効利用につとめること	6
③ 適正な水循環の確保及び適切な水利用に 努めること	6
④ 廃棄物の適正処理に努めること	6
⑤ 周辺環境への負荷の低減に努めること	6
(2) 人と自然が共にある環境保全への配慮	7
① 貴重・希少な野生生物等の生育・生息 空間の確保に努めること	7
② 地形・地質等の改変の抑止に努めること	7
(3) やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造への配慮	8
① 現存する植生の保全と活用に努めること	8
② 緑化に努めること	8
③ 地域特性に応じ、周辺環境との調和に配慮した 景観の形成に努めること	8
④ 親水空間等の整備・創出に努めること	8
⑤ 歴史的・文化的環境の保全との活用に努めること	8
⑥ 電波障害・日照障害・風害の防止に努めること	8
(4) (1) から (3) の環境配慮の内容のまとめ	9
1. 巻末資料	10

1 事業計画の名称、目的及び内容

(1) 名称	主要地方道 上野名張線 道路改良事業		
(2) 目的	<p>主要地方道 上野名張線は、国道165号を補完し国道368号と国道422号を連絡する役目と、更には、住民にとっても重要な生活道路であるが、幅員が狭小であるため、交通に支障をきたしている。このため、歩行者にとっても非常に危険な路線となっている。</p> <p>改良済区間においては、既に沿道宅地開発が進行しており、伊賀地域の中心都市である名張市と上野市の上野新都市エリアとを結ぶルートとなることから、両市からも地域活性の起爆剤として早期完成を求められているところである。</p> <p>よって、早急な整備を行うことにより、安全性の確保、利便性の向上を図り、地域活性につなげて行くことを目的としている。</p>		
(3) 事業主体	県土整備部 道路整備課		
(4) 計画内容	① 計画の位置（位置図を添付する。）・面積等	<p>事業箇所：（自）三重県上野市比土地内 ：（至）三重県名張市新田地内</p> <p>事業延長：L=1.94km</p> <p>尚、当検討書の巻末に資料1-1（位置図）を添付する。</p>	
	② 建物・施設等の概要 〔用途、規模、面積、配置（配置図を添付する。）等〕	<p>a. 道路規格：第3種第3級、2車線、延長 L=1.94km 道路幅 W=6.0(11.0)m（片側歩道付） 設計速度 40km/h 巻末に資料1-2（平面・横断図）を添付。</p> <p>b. 計画交通量：交通量 1491台/日</p>	
	③ 土地利用計画	_____	
	④ 用水の使用計画	_____	
	⑤ エネルギーの使用計画	_____	
	⑥ 雨水の排水計画	道路端部の側溝で集水し、現況流域に極力合わせ、河川・水路等の公共用水域へ排水する。	
	⑦ 汚水の排水計画	施工時の泥水は、沈砂池等を設け、砂等を取り除いた後に河川・水路へ排水する。	
	⑧ 工期	着工の予定時期	平成13年度
		完工及び供用開始の予定時期	平成19年度 一部供用 平成23年度 全線供用
(5) 関連事業計画	_____		
(6) その他	_____		

2 事業計画地及びその周辺の概況

(1) 環境の現況

①気象	<p>計画地最寄りの観測データは次のとおりである。</p> <p>a. 気温：平均気温 14.6° C （上野気象観測所）</p> <p>b. 降水量：1330mm</p> <p>c. 最多風向：W)</p> <p>d. 最大風速：21.6m 月平均最大風速：12.8m</p> <p>尚、当検討書の巻末に資料2（気象データ）を添付する。</p>
②水象	<p>計画地周辺の河川分布等の状況は、次のとおりである。（木津川）</p> <p>a. 河川分布：一級河川 木津川</p> <p>b. 河川水質：類型A、PH7.7、DO10、BOD1.5、SS11（H11環境白書）</p> <p>c. 測定地点：大野木橋</p>
③大気質等	資料無
④自然環境	<p>a. 地形・地質</p> <p>(イ)地形：当計画地域付近は、上野盆地と名張盆地のほぼ中央に位置し、西側は起伏のゆるやかな標高300m以内の笠置山地が存在する。</p> <p>計画起点地付近を国道422号と並行に流れる木津川は、盆地の西北端の岩倉から花崗岩地帯を狭い廊下状の峡谷をなして西流し、遠く淀川水系に注いでいる。この木津川及びその支流に集落が点在している。計画地域の地形分類は起伏量200m以下の山麓地に分類される。計画地は河岸段丘からなっており水田を中心とする農地等に利用されている。</p> <p>(ロ)地質：当計画地付近の地質は、木津川沿に信楽山地を限る東西走向で南落ちの木津川断層と盆地の東及び南を限る鈴鹿山脈並び布引山地の山麓を走る近江伊賀断層が主なもので、基盤は花崗岩及び片麻岩が所々に小岩体としてみられることがあるが、大部分は古琵琶湖層群の砂礫や粘土層からなる丘陵及びこれを開析してできた沖積層からなる。</p> <p>b. 植 物</p> <p>(イ)植物：計画地域は、山間にありながら古くから開け自然植生は完全に破壊されたといっても過言ではない。寺社林と周囲の山頂を除けば、今も人為の加わる二次林で覆われている。山麓より山頂にかけては、大部分がスギ・ヒノキ・マツの人工林と放置林とも称すべきマツ林・コナラを優占種とする落葉広葉樹林が覆っている。</p> <p>特に貴重な植物群落は見受けられない。</p>

④自然環境

c. 動物

(イ)動物：計画地域の全域で、ほ乳類のイノシシ・タヌキ・キツネの生息を確認。又季節によってはニホンジカも生息している。
木津川にはアユ・ウグイ・オイカワ等が生息。
計画地域では特にほ乳類・鳥類・両生類・は虫類・魚類・昆虫類のいずれも貴重種等は見受けられない。

d. 自然環境：盆地地域であり内陸性気候が明瞭で、昼夜・夏冬の気温の差は大きく霧の発生が著しい。

e. 史跡・名勝・天然記念物等

(イ)史跡・名勝・天然記念物

・史跡：奥城寺遺跡、奥城寺古墳群2号墳
毘沙門塚、娘塚、カブト塚、殿塚古墳

(2) 社会的条件の現況

①交通の現況	<p>a. 計画地周辺の主要道路網</p> <p>計画地周辺の主要道路で、今回計画路線である県道上野名張線と国道 422号は木津川沿いで取付き国道 368号とも取付いている。</p> <p>b. 主要道路の交通状況</p> <ul style="list-style-type: none">・主要地方道 上野名張線 : 723台/日 (H9センサス: 三重県名張市新田地内) <p>尚、当検討書の巻末に資料4 (交通網図) を添付する。</p>
②土地利用の現況	<p>計画地域では、地形状況を反映し大半が宅地及び農地であり一部アカマツ林が分布する。農地は主に田畑に利用している。</p> <p>尚、当検討書の巻末に資料4 (土地利用基本計画図) を添付する。</p>
③水域利用の現況	<p>計画地域内では、木津川・深狭間川・出屋敷川から農業用水を利用している。</p>
④生活関連施設の現況	<p>生活関連施設の立地状況</p> <ul style="list-style-type: none">a. 学校施設 : 美旗小学校、神戸小学校b. 医療施設 : 浅野整形外科内科病院c. 文化施設 : 美波多神社、西方寺、常福寺d. その他 : 近鉄伊賀神戸駅

(3) 関係法令等による地域の指定・規制状況

①自然環境保全地域等の指定状況	<p>自然環境保全地域 (地区)、自然公園地域 (地区)、鳥獣保護区の指定状況</p> <ul style="list-style-type: none">a. 自然環境保全地域の指定なし。b. 自然公園地域の指定有。(室生赤目青山国定公園)c. 鳥獣保護区の指定なし <p>尚、当検討書の巻末に資料5 (自然公園・自然環境保全地域の指定状況) を添付する。</p>
②土地利用の規制現況	<p>都市計画法、農業地域振興法、森林法等の規制状況</p> <ul style="list-style-type: none">a. 都市計画法 : 都市計画区域の指定なし。b. 農業地域振興法 : 農用地区域に指定された地域あり。c. 森林法等 : 森林地域及び砂防指定地に指定された地域あり。

3 事業計画地の選定事由

当路線は、上野市 上神戸を起点とし、名張市 夏見を終点とする伊賀地方の中心都市である上野、名張両市を結ぶ主要道路であるとともに、地域住民の生活にも重要な生活道路でもある。

しかし、現道は幅員が狭小なため、交通に支障をきたしており、歩行者にとっても非常に危険な道路となっている。

また、既改良済の名張市側（終点側）においては、沿道宅地開発が進行しており、今後ますます交通量が増大するものと予想される。

このため、設計交通量を満たす車道幅員及び自歩道の確保が可能であり、利便性を損なわず、スムーズな線形を確保することを前提とし、以下の点に留意しルート選定を行った。

- ・住環境に大きな影響を与えない。
- ・水環境に大きな影響を与えない。
- ・地形地質の改変を出来るだけ抑止するとともに、動植物生息空間への打撃を少なくする。
- ・建設コストの縮減及び建設後の走行経費縮減（エネルギー消費の縮減及び排ガス等排出量の抑制）

これらから、現道拡幅案では上野市内の人家密集地域において、多くの補償移転が発生し、線形的にも曲部が多く、デメリットが多いため、バイパス計画案を基本とした。

さらに、事業による周辺環境への打撃を考慮し、既に供用されている国道422号及び市道を重複利用するなど、実工事区間を短くするルート選定を行った。

したがって、当路線のルート選定においては、周辺環境の保全上、最良のルートであると考えている。

なお、ルート選定については、地元自治会役員等の意見も積極的に取り入れている。

4 事業計画に対する環境配慮の内容

(1) 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築への配慮

環境配慮事項	講じようとする環境配慮の内容又は方針
主な環境配慮の視点	
① エネルギーの有効利用に努めること a 省エネルギー化 b 自然エネルギーの利用 c 未利用エネルギーの利用	・滑らかな線形を確保することにより、走行車両への負荷が低減されることから、使用燃料の削減が可能と考える。
② 資源の有効利用に努めること a 環境への負荷の少ない資材等の使用 b 再生資材の使用 c 間伐採の活用	・舗装路盤材や道路資材への再資材の使用、エコ資材の活用に努める。
③ 適正な水循環の確保及び適切な水利用に努めること a 透水性舗装の実施 b 中水道・雨水利用施設の設置	・道路建設による流域変更には特に注意し、排水系統を計画するとともに、道路構造に影響を与えない歩道部等の透水性舗装については積極的に検討する。
④ 廃棄物の適正処理に努めること a 廃棄物の発生抑制・減量化 b 廃棄物のリサイクル c 廃棄物の処理	・発生廃材等については、再資源化が可能なものは再資源化処理施設へ搬入するとともに、最終処分が必要なものについては、最終処分場において適正処理する。
⑤ 周辺環境への負荷の低減に努めること a 大気汚染の防止 b 騒音・振動の防止 c 悪臭の防止 d 水質汚濁の防止 e 土壌汚染の防止 f 地盤沈下の防止 g 地球温暖化の防止 h オゾン層の保護	・計画段階において、滑らかな線形となるよう留意し、走行車両による騒音、大気汚染の防止、並びにCO2, Noxの抑制に配慮している。 ・路面排水についても、用水に流入しないよう排水計画に十分配慮する。

(2) 人と自然が共にある環境の保全への配慮

環境配慮事項	講じようとする環境配慮の内容又は方針
主な環境配慮の視点	
<p>① 貴重・希少な野生生物等の生育・生息空間の確保に努めること</p> <ul style="list-style-type: none"> a 野生生物の生育・生息環境に配慮した工事工程・工法等の採用 b 野生動物の移動性の確保や落下死等の防止、光による野生動物への影響防止、代替生息地の確保など c 野生植物の移植・代替生育地の確保や伐開地等の林緑の復元など d 森林・里山等の樹林地及び海岸等の水際線や砂浜・礫浜など野生生物の生育・生息空間の確保 e ビオトープや緑のネットワークなど野生生物の生育・生息空間の整備・創造 	<p>・路線選定において、野生生物の生息空間確保に配慮し、山地部の大規模切り土を避けるようにしている。</p>
<p>② 地形・地質等の改変の抑止に努めること</p> <ul style="list-style-type: none"> a 自然に配慮した工法による水辺・河床や護岸等の改変 b 山地地域にあつては、原生的な自然を有する地域の保全や特異な地形・地質等のすぐれた自然風景地の保全、溪流や湖沼の自然水際線の保全 c 平地・丘陵地域にあつては、多様な生態系が保持されている湿地等の保全、湧水等の水源地域の保全、河川や湖沼の自然水際線の保全 d 市街地地域にあつては、現存する樹林地の保全や自然水際線の保全 e 沿岸地域にあつては、自然海岸の水際線の保全、自然海浜の保全、藻場・干潟の保全及び地域特性に応じた人工海浜や藻場・干潟の造成等の代償的な措置 	<p>・路線選定において、地形等の改変の抑止に配慮し、大規模な切り土を極力避ける路線選定を行っている。</p>

(3) やすらぎとおいしいのある快適な環境の創造への配慮

環境配慮事項 主な環境配慮の視点	講じようとする環境配慮の内容又は方針
① 現存する植生の保全と活用に努めること	・大規模切り土を極力避ける路線選定を行っている。
② 緑化に努めること a 現地木・地域の特性に配慮した樹種による緑化 b 現地木・地域の特性に配慮した樹種による公園・緑地の整備 c 周辺との連続性に配慮した緑地の配慮	・計画法面においては、植生工による緑化が行えるよう配慮するとともに、在来種の使用に努力する。
③ 地域特性に応じ、周辺環境との調和に配慮した景観の形成に努めること	・バイパス計画により、集落を回避した路線選定を行っている。
a 良好な自然景観の保全・復元 b 良好な道路・沿道景観等の保全・創出 c 景観に配慮した建築物等の建設 d 郷土景観との調和	
④ 親水空間等の整備・創出に努めること a 自然に配慮した身近な水辺の親水空間の整備・創出 b ため池・ダム湖周辺における親水空間の整備・創出 c 海岸・湾岸等における親水空間の整備・創出	・木津川等の親水空間の保全については、河川管理者と協働でその保全に努力する。
⑤ 歴史的・文化的環境の保全と活用に努めること a 埋蔵文化財の保全 b 歴史・文化の薫るまちなみ等の保全・整備	・埋蔵文化財包蔵地通過箇所においては、教育委員会等と調査等に関して協議し、工事に向けて調整を行い、埋蔵文化財の保全措置に協力していく。
⑥ 電波障害・日照傷害・風害の防止に努めること	・影響を与える構造となっていないと考える。

(4) (1)から(3)の環境配慮内容のまとめ

事業計画に対しては、次の配慮を行うところである。

- ①設計計画段階から、省エネルギー、再利用、周辺環境への負荷低減に留意し事業を進める。
- ②整備区間での大規模な切り盛り土を極力避け、地形の改変を最小限度に留める。
- ③整備後の景観形成及び周辺環境との調和を図るため、法面工法においては極力緑化に努める。

このような配慮を行うことにより、事業実施に伴う環境への影響を出来る限り低減するものである。